



鳥取県公報

令和元年6月11日(火)
第9109号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出(69) (福祉監査指導課) 2 指定自立支援医療機関の指定(70) (障がい福祉課) 2 クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 (71) (くらしの安心推進課) 2 なしについての表示基準の一部改正(72) (消費生活センター) 3 建築基準法による道路の位置の指定(73) (東部建築住宅事務所) 4 保安林の指定予定(3件) (74~76) (森林づくり推進課) 4
◇ 教委告示	令和2年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針(1) (高等学校課) 6 令和2年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針 (2) (特別支援教育課) 8 令和2年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針(3) (〃) 10
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活環境課) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(教育委員会事務局教育環境課) 13 落札者の決定(3件) (〃) 16
◇ 正 誤	平成31年3月15日付鳥取県条例第5号中訂正 17

告 示

鳥取県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項及び第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事所及び介護予防・日常生活支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	ホームヘルプセンターにちなん	日野郡日南町下石見2315	訪問介護	平成31年4月1日

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日南町下石見2315	ホームヘルプセンターにちなん	日野郡日南町下石見2315	第1号訪問事業による支援に相当する支援	平成31年4月1日

鳥取県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
大野 耕策	米子市西福原三丁目10-34	おおの医院分院・こども発達クリニック	米子市西福原三丁目9-11	精神通院医療	令和元年6月1日

鳥取県告示第71号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8-2

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160

3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等

(1) 第1型研修

日時 令和元年9月29日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

(2) 第1型講習

日時 令和元年9月29日（日）午後1時から午後5時まで
場所 鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター

(3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。

(4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。

4 第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者

(1) レポートの提出締切日 令和元年11月1日（金）

(2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者

5 受講申込期間

(1) 第1型研修 令和元年9月2日（月）から同年9月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 第1型講習 令和元年9月2日（月）から同年9月13日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 第2型講習 令和元年9月30日（月）から同年10月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 受講料

(1) 第1型研修 5,000円

(2) 第1型講習 4,500円

(3) 第2型講習 4,500円

7 受講申込先及び問合せ先

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
電話 0857-29-8590

鳥取県告示第72号

なしについての表示基準（昭和58年鳥取県告示第689号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(表示方法)</p> <p>第4条 表示事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号までに規定する場合における表示事項</p> <p>ア 別表第2号及び第3号に規定する事項以外の</p>	<p>(表示方法)</p> <p>第4条 表示事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1号から第3号までに規定する場合における表示事項</p> <p>ア 別表第2号及び第3号に規定する事項以外の</p>

<p>事項は、販売に用いる容器（その表面に表示することが困難な容器にあつては、封入用ラベル類を含む。）の表面の見やすい位置に、<u>日本産業規格 Z 8305</u>に規定する10ポイント以上の文字で表示すること。</p> <p>イ 別表第 2 号に規定する事項は、陳列箇所の見やすい位置に<u>日本産業規格 Z 8305</u>に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前条第 4 号に規定する場合における表示事項 陳列箇所の見やすい位置に<u>日本産業規格 Z 8305</u>に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。</p> <p>2 略</p>	<p>事項は、販売に用いる容器（その表面に表示することが困難な容器にあつては、封入用ラベル類を含む。）の表面の見やすい位置に、<u>日本工業規格 Z 8,305</u>に規定する10ポイント以上の文字で表示すること。</p> <p>イ 別表第 2 号に規定する事項は、陳列箇所の見やすい位置に<u>日本工業規格 Z 8,305</u>に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 前条第 4 号に規定する場合における表示事項 陳列箇所の見やすい位置に<u>日本工業規格 Z 8,305</u>に規定する60ポイント以上の文字で当該事項を記載した札により表示すること。</p> <p>2 略</p>
--	---

鳥取県告示第73号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県東部建築住宅事務所において縦覧に供する。

令和元年6月11日

鳥取県東部建築住宅事務所長 前 田 弘 信

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和元年6月11日	町道浦富30号線（仮称） （岩美郡岩美町大字浦富字外池田1108-4、1108-14、1108-19、1111-53、1111-54、1108-9の一部）	延長 27.2メートル 幅員 4.0～6.0メートル

鳥取県告示第74号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町東上字奥山1893の8、1893の9
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の場所に所在する森林について、主伐は、択伐による。
西伯郡南部町東上字奥山1893の8（次の図に示す部分に限る。）、1893の9
 - イ その他の森林について、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第75号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡南部町東上字鉦場1930の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の場所に所在する森林について、主伐は、択伐による。
西伯郡南部町東上字鉦場1930の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林について、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第76号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
岩美郡岩美町大字蒲生字弁才天空1253から1255まで、1256の1から4まで、1257から1260まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の場所に所在する森林について、主伐は、択伐による。
岩美郡岩美町大字蒲生字弁才天空1256の4
 - イ その他の森林について、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第1号

令和2年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

令和元年6月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

令和2年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力、適性等を総合的に評価して行うものとする。

2 出願資格

鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校及び義務教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和2年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者とする。

3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 推薦入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。

ア 募集人員

次のとおりとする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。

(ア) 普通学科（普通科体育コースを除く。） 募集定員の20パーセント以内

(イ) 普通学科（普通科体育コースに限る。） 募集定員の50パーセント以内

(ウ) 専門学科及び総合学科 募集定員の40パーセント以内

イ 出願期間

令和2年2月3日（月）及び同月4日（火）

受付時間は、令和2年2月3日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月4日（火）は午前9時から正午までとする。

ウ 実施期日

令和2年2月7日（金）

エ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接又は口頭試問を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文又は小論文及び実技検査を実施する。

オ 選抜方法

合格者は、推薦書、調査書（合計評定及び第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、作文又は小論文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

カ 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和2年2月13日（木）までに中学校長を通じて本人に通知する。

なお、令和2年3月16日（月）に一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和2年2月19日（水）から同月21日（金）まで

受付時間は、令和2年2月19日（水）及び同月20日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月21日（金）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和2年3月5日（木）及び同月6日（金）。ただし、学力検査は、同月5日（木）とする。

なお、学力検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和2年3月11日（水）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、次により学力検査を実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

国語、数学、社会、理科は各50分間、英語は60分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 実施教科の配点は、各50点とする。

(b) 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。

(c) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8対2から2対8までの範囲内とする。

(イ) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(ウ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて作文及び実技検査を実施する。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。

オ 合格発表

令和2年3月16日（月）

カ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和2年3月19日（木）及び同月23日（月）

受付時間は、令和2年3月19日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（月）は午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和2年3月25日（水）

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、面接を実施する。

(イ) 学科又はコースの特性により、必要に応じて学力検査、作文及び実技検査を実施する。ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

エ 選抜方法

合格者は、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

オ 合格発表

令和2年3月26日（木）

4 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願期間及び実施期日

令和2年3月3日（火）から同月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間に出願時に実施する。

受付時間は、令和2年3月3日（火）から同月26日（木）までは午前9時から午後4時30分までとし、同月27日（金）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

(3) 選抜方法

合格者は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒、外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。

鳥取県教育委員会告示第2号

令和2年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜を次の方針により実施する。

令和元年6月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

令和2年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和2年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 令和2年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

令和2年2月19日（水）から同月21日（金）までの日とする。

受付時間は、令和2年2月19日（水）及び同月20日（木）については午前9時から午後4時30分までとし、同月21日（金）については午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

令和2年3月5日（木）

なお、検査当日、インフルエンザその他のやむを得ない理由で欠席した場合は、該当の特別支援学校長が別に日程を定めて諸検査等を実施する。

(3) 検査内容

学 部 及 び 学 科	検 査 内 容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校に当つては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

令和2年3月16日（月）

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和2年2月19日（水）から同月21日（金）までの日とする。

受付時間は、令和2年2月19日（水）及び同月20日（木）については午前9時から午後4時30分までとし、同月21日（金）については午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

令和2年3月5日（木）

なお、検査当日、インフルエンザその他のやむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和2年3月11日（水）に実施する。

ウ 検査内容

学力検査・適性検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

令和2年3月16日（月）

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和2年3月19日（木）及び同月23日（月）とする。

受付時間は、令和2年3月19日（木）については午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（月）については午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

令和2年3月25日（水）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

令和2年3月26日（木）

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県教育委員会告示第3号

令和2年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜を次の方針により実施する。

令和元年6月11日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

令和2年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表の知的障害者の項に規定する障害の程度に該当する者のうち鳥取県内に居住している

もの（入学までに県内に居住する予定である場合を含む。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。）
- (2) 令和2年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者（同令第150条各号のいずれかに該当する者を除く。）

4 入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和元年11月13日（水）から同月15日（金）までとする。

受付時間は、令和元年11月13日（水）及び同月14日（木）については午前9時から午後4時30分までとし、同月15日（金）については午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和元年12月5日（木）及び同月6日（金）。ただし、面接は、同月6日（金）とする。

なお、検査当日、インフルエンザその他のやむを得ない理由で欠席した場合は、追検査を令和元年12月11日（水）に実施する。

ウ 検査内容

(ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。

検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科（外国語科を除く。）の内容を総合的に取り扱うものとする。

(イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。

(ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。

(エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、意欲、態度等を評価する。

エ 選抜方法

合格者は、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

オ 合格発表

令和元年12月17日（火）

カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を令和2年1月7日（火）正午までに、中学校等の校長を経由して鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長に提出する。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

キ 繰上合格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなかった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

令和2年1月15日（水）及び同月16日（木）とする。

受付時間は、令和2年1月15日（水）については午前9時から午後4時30分までとし、同月16日（木）については午前9時から正午までとする。

イ 実施期日

令和2年1月22日（水）

ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

令和2年1月28日（火）

5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、県教育委員会が別に定める。
- (2) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和元年6月11日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年7月7日 午前9時から午前11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和元年7月8日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和元年7月22日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年7月2日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和元年7月9日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

令和元年7月16日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年7月23日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年7月30日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年7月30日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレ射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 河 本 達 志

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校祥雲寮給食業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 委託期間

令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

(4) 履行場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

(5) 契約金額

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを見込んでいるため、入札書に記載する金額のうち、同年8月1日から同年9月30日までの期間の役務の提供に相当する額については税率8パーセントを、同年10月1日から令和4年7月31日までの期間の役務の提供に相当する額については税率10パーセントを適用するものとする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて契約金額を変更する。

また、年度別の見積金額を内訳として併記すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の給食に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和元年6月18日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 令和元年6月11日（火）から同年7月22日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 令和元年6月11日（火）から同年7月22日（月）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒682-0941 倉吉市大谷166

鳥取県立倉吉農業高等学校

電話 0858-28-1341

電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和元年6月11日(火)から同年7月10日(水)までの間にホームページ(<http://cmsweb2.torikyo.ed.jp/kurano-h/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年6月11日(火)から同年7月10日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月24日(月)午後2時

イ 場所

倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校小会議室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月22日(月)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月19日(金)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年7月10日(水)午後4時30分までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることが

できる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : transfer school meal responsibilities,
1 set

(2) July 10, 2019 4 : 30PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 22, 2019 2 : 00PM : Time-limit for submission of tenders

(July 19, 2019 5 : 00PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi Tottori
682-0941 Japan

TEL : 0858-28-1341

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調達件名及び数量	県立学校(東部地区)教室用・教育用パソコン等 一式
2	契約方式	一般競争入札
3	落札日	平成31年4月24日
4	落札者の名称及び所在地	日通商事株式会社山陰営業センター 米子市両三柳2371-8
5	落札金額	302,848,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
6	入札公告日	平成31年3月15日
7	落札方式	最低価格落札方式
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県教育委員会事務局教育環境課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（中部地区）教室用・教育用パソコン等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成31年4月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社モリックスジャパン
鳥取市商栄町203-6 |
| 5 落札金額 | 115,078,320円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成31年3月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 県立学校（西部地区）教室用・教育用パソコン等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成31年4月24日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ケイズ
米子市両三柳2864-16 |
| 5 落札金額 | 180,785,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成31年3月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

平成31年3月15日付鳥取県公報号外第18号の鳥取県条例第5号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 37

行 下から12及び13

誤 平成31年法律第 号

正 平成31年法律第2号